

議案第19号

大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市公民館条例の一部を改正する条例

大田原市公民館条例（昭和45年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「名称・位置及び対象区域」を「名称及び位置」に改め、同表中「対象区域の自治会名」の欄を削る。

別表第2中「体育館」を「体育室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。